

## 論文

## 統合的湖沼流域管理における「統合性」の射程 -政治経済学的アプローチに求められるもの-

梅澤 直樹

### On the Implication of “Integration” for “Integrated Lake Basin Management” - What should Political Economy Learn to Contribute to Lake Basin Management -

Naoki UMEZAWA

Faculty of Economics / Research Center for Sustainability and Environment, Shiga University

Reconsidering that “Integrated Water Resources Management” could not succeed enough, “Integrated Lake Basin Management” attaches greater importance to bottom up procedures. This judgement is right but faces difficulties arising from complicated situation among various stakeholders. To overcome the difficulties, we adopt political economy approach which pays special attention to economic and social structure surrounding environmental problems. But this approach seems to have failed to catch the genuine flexibility of capitalistic economy system. This paper will examine this issue and clarify necessity of more interdisciplinary approach.

**Keywords:** Integration. Various stakeholders. Social structure. Flexibility of capitalist system.

#### 1 序

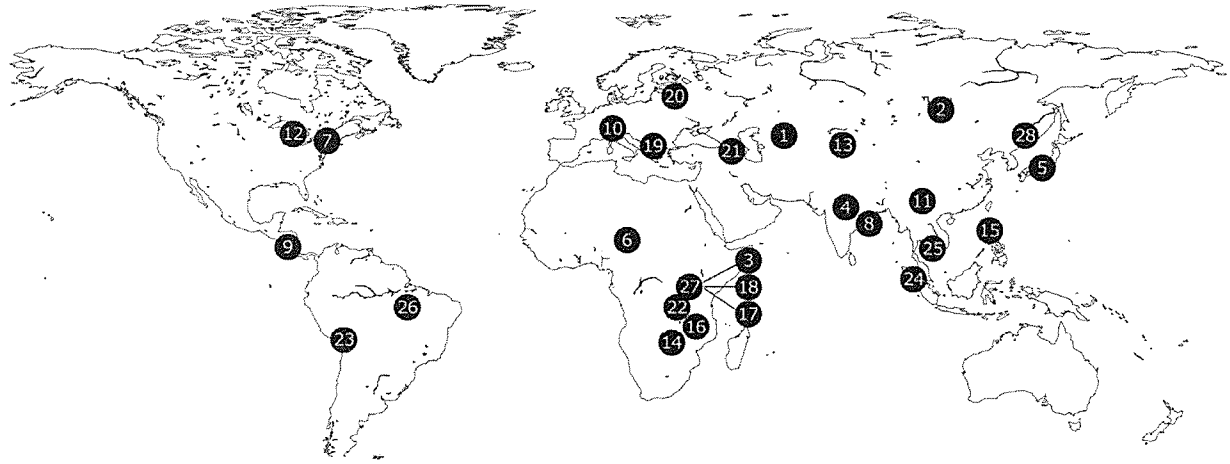
世界銀行の支援を受けて地球環境ファシリティ (GEF) が 2003 年～2005 年に実施したプロジェクト「湖沼流域管理イニシアティブに向けて」は、バイカル湖、トバ湖、トンレ・サップ湖、ラグナ湖、琵琶湖、ビクトリア湖、マラウイ湖、チャド湖、ナクル湖、五大湖、チチカカ湖など世界 28 の湖沼 (次頁図 1 参照) を対象として、魚の乱獲による資源危機、魚の養殖に伴う富栄養化あるいは外来種の繁殖や湿地喪失といった「湖水域」の状況、また土砂等の過剰流入、残留した化学肥料や農薬を含む農業排水による富栄養化あるいは工場排水による汚染といった「流域」起源の諸問題、さらに気候変動の影響など 15 項目について近年の動向を調査し、多少の改善が見られる項目が多い湖

もいくつかあるものの、総じて問題の改善が進んでいない状況が際立つ様相を明らかにした<sup>1)</sup>。

さらに、同上プロジェクトに従事した中村正久氏は、このような世界の湖沼環境についての実情調査を踏まえ、湖沼流域管理のあり方について、制度・組織、政策、技術、財政、参加、情報という 6 本の柱を有する構造物としての統合的湖沼流域管理 (ILBM: Integrated Lake Basin Management) というビジョン (次頁図 2 参照) を提起し、その彫琢と実践の研究を精力的に推進してきている<sup>2)</sup>。

もっとも、「統合性」というだけなら、近年の水資源管理政策においては一般的に訴えられるようになってきているところであり、とくに目新しい主張ではないようにも見える。じっさい、既に世界水フォーラムの場などにおいて

図1 GEFプロジェクトの対象となった湖沼



- |            |                 |                 |            |
|------------|-----------------|-----------------|------------|
| ① アラル海     | ⑧ チリカ湖          | ⑮ ラグナ湖          | ⑳ タンガニイカ湖  |
| ② バイカル湖    | ⑨ コシボルカ湖(ニカラグラ) | ⑯ マラウイ湖/ニアサ湖    | ㉑ チチカカ湖    |
| ③ バリンゴ湖    | ⑩ コンスタンツ湖       | ⑰ ナイバシャ湖        | ㉒ トバ湖      |
| ④ ポパール湖    | ⑪ 滇池            | ⑱ ナクル湖          | ㉓ トンレ・サップ湖 |
| ⑤ 琵琶湖      | ⑫ 五大湖           | ⑲ オフリッド湖        | ㉔ ツクルイ湖    |
| ⑥ チャド湖     | ⑬ インクール湖        | ㉑ ベイシ湖/チュードスコエ湖 | ㉕ ビクトリア湖   |
| ⑦ シャンブレーン湖 | ⑭ カリバ湖          | ㉒ セヴァン湖         | ㉖ 青海湖      |

図2 統合的湖沼流域管理のイメージ



水資源管理全般について統合的水資源管理 (IWRM: Integrated Water Resources Management) というコンセプトが提唱され、広く共感を呼んでいる。のみならず、こうしたコンセプトのルーツはかなり古くて、1972年の国連人間環境会議にまで遡りうるという指摘もなされている<sup>3)</sup>。

だが、IWRMというコンセプトは、抽象的な理念としてはそのように広く共有されながら、何を、どのように統合するのかといったその具体的な内実については解釈が統一されていないのが実情である。濱崎宏則氏の言葉を借りれば、「こうあるべきだ」という理念は提起されても、「定義に関してはあまり言及されてこなかった」というわけである。だからまた、その成果についての共通の評価尺度も確立されていない。となると、成功事例から何をどのように学ぶかを特定することも難しいこととなる。そもそもどの事例がどの程度に成功したかを判断すること自体、必ずしも容易でない<sup>4)</sup>。

のみならず、中村氏は、IWRMにおいては「こうあるべきだ」という理念を先行させていわば上からいささか観念的に計画を設計するきらいがあったことに疑問を呈している。この点、これまでの水問題に関する国際的取り組みは「理想論に終始して進展が見られなかった」という濱崎氏の指摘と軌を一にするところである<sup>5)</sup>。こうして、ILBMにおいては、各湖沼流域の「現場の実情に即して」、さらに「具体的な試行の積み重ねの中で」統合を構築してゆくことが目指されることとなる。ILBMの主張する「統合」は、IWRMに対する固有の批判を内包した独自のコ

ンセプトであって、今や広く共有されるようになった流行語を単に修辭的に冠したものではないというわけである。

このように IWRM の観念性に対する反省に立脚し、各湖沼流域の現場の実情に即して具体的な試行の積み重ねを大切にしつつ歩んでゆこうとする ILBM の考え方は、湖沼流域管理の実践的研究の中から抽出されてきた、湖沼という「相対的に狭い静水域」の特性を踏まえて構築されたものであり、たしかに現実的基盤を有している。だが、「現場の実情」に即して「具体的な試行を積み重ねる」のみで、効果的な統合が円滑に実現されてゆくとは限らないであろう。むしろ、関係諸契機の統合を効果的かつ円滑に実現させてゆくには、「統合の軸」をなす契機の見定めとそれに基づいた関係諸契機の調整が必須となってくるという点は、中村氏も含めて大方の認めるところだと解される。

もちろん、「統合の軸」をなす契機がどの湖沼流域においても同じとは限らない。まさに「現場の実情」に即して入れ替わってこよう。とはいえ、現代社会においては、いずれの「現場」も、それが組み込まれている国内経済システムや地域経済システムのあり方、動向、さらにはそれらに影響を及ぼす当該国の世界経済システムへの組み込まれ方や世界経済システム自身のあり方、動向にかなりの程度規定されていることは否めない。こうした各レベルでの経済システムのあり方や動向は、統合の直接的な軸をなす契機とはならない場合でも、間接的にないし基底においてそうした契機を制約し、枠付けてくると解されるのである。したがって、ILBM における「統合」は、現場における既述の6本の柱それぞれの内部及びそれらの諸柱の関係に限局されるのではなく、むしろそれらを制約し、枠付ける経済システムのあり方や動向をビジョンにおさめて図られなければならないこととなる。

こうした見地からの問題提起は、左記のように IWRM の抽象性を批判し、その克服を試みた、濱崎氏による IWRM の定義づけについても妥当しよう。地表水、地下水に加えて仮想水をも含めたすべての水資源を統合的に、持続可能な方法で管理し、水を利用する人の立場に立って公平性や管理の透明性を確保し、さらに可能なかぎり多くの利害関係者の意思決定過程への参加を保障することを盛り込んだ濱崎氏の定義<sup>6)</sup>はそれ自体として興味深いものである。だが、なお羅列的な感を否めない。そうした諸項目の軸を構成するのはいずれの項目か、諸項目間の関係はどうなっているのか、諸項目間で矛盾や軋轢が生じる可能性はないのか、あるとすればその帰結はどう展望されるの

かといった点が読み取れる「有機的な統合性」を備えた定義とはなお解しがたいのである。

たとえば、濱崎氏は、水の市場化が発展途上国の貧しい人々に何をもたらしてきたかを踏まえたうえで上述のような IWRM の定義を提示している<sup>7)</sup>。この点は本稿としても高く評価したい。だが、「可能な限り多くの利害関係者の意思決定過程への参加」を求めるとすれば、多国籍的に展開する水企業を排除するわけにはゆかない事例も出てこよう。だとすれば、そうした企業は何を行動原理とし、どの程度の発言力を保持し、またその発言力は何に支えられているのか、さらにそれは「水を利用する人の立場に立って公平性を確保すること」と軋轢を生じるものではないのか、もしそうだとすればどのような調整が可能となるのかが問われることとなる。こうした問いに関する一定の認識、展望を曖昧にしたままに両項目を並記するのみでは、求められるべき IWRM について十全な定義を与えたとはおみなされがたいのではないか。

総じて、IWRM にせよ、ILBM にせよ、これまでの論議においては、「有機的な統合」を可能とするための統合の軸をなす契機をどのように見定め、またそれを制約するところの地域的、国内的、世界的経済システムについての認識をどのように自らのビジョンのうちに織り込んでゆくかの考察が弱かったと解される。IWRM が「実効性に欠ける」ところがあったのは、「統合すべき要素のあまりの多さ」という濱崎氏の指摘点のみに由来してきたのではなく<sup>8)</sup>、むしろ諸契機の有機的統合の軸をしっかりと見定めること、そのために当該水資源環境を制約し、枠づける基底状況としての経済システムのあり方や動向についての考察を統合ビジョンに織り込むことに不十分さがあったからではないかと解されるのである。

この点で、考察対象を取り巻く構造的要因、とりわけ経済システムの特性が及ぼす影響に注目しながら環境問題を解明しようとしてきた政治経済学的アプローチ、なかでも単純な構造分析に終わらずに、素材と体制という複眼に立脚して政治経済学的アプローチを展開してきた都留重人氏や宮本憲一氏の方法論には興味深いものがある。だが、両氏の所説には、とくに体制的視点からの考察においてなお小さからぬ問題点が残されていそうである。

そこで、次節において、まず、中村氏が湖沼流域環境の特性をどのように捉えたうえで、「現場の実情に即して具体的な試行を積み重ねるなかで」という独自の「統合」論を打ち出しているのかを確認する。そして、その確認を踏

またたき上述のような問題提起は具体的にどのような意味を帯びることになるのかを検討してみよう。そのさいには、ILBMの代表的な成功事例のひとつと目されている、フィリピン、マニラ近郊のタドラック湖の事例をも参照することとしたい。そのうえで、第3節において都留氏及び宮本氏の複眼的方法論、なかんずく都留説に中間システム論を加えていっそうの深化を図った宮本説の検討へとすすみ、政治経済学的アプローチを真に有効なものとするためになおどのような課題が残されているのか、その克服を図るとすれば「統合」の射程は経済学を超えてどのあたりまで学際化されねばならないと解されるかについて考察してゆきたいと思う。

## 2 ILBMにおける「統合」論とその基礎

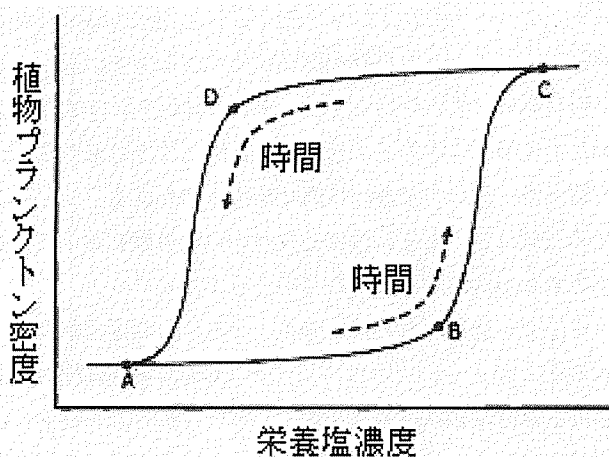
### (1) 中村説をめぐって

冒頭に触れたような世界の湖沼流域環境についての実情調査やその後のILBMについての実践的研究の成果を踏まえ、中村氏は、湖沼すなわち相対的に狭い静水の水域環境が帯びる特性とそれらの特性が帰結する管理の難しさを次の3点に集約している。

#### ① 長い滞留時間

各湖沼の規模や形状、さらに流入・流出する河川数などによって差異があるが、湖沼に流入した水は入れ替わるまでに一般的に長い時間を必要とする。したがって、汚染は潜在的に蓄積され、ある閾値を超えたとき突然顕在化する。しかも、いちど汚染されてしまえば回復には長い時間がかかる。のみならず、元の状態まで回復するのも難しい。こうして、湖沼環境の運動特性は図3のA→B→C→Dのような動きを呈することとなる。

図3 湖沼環境の運動特性



#### ② 流域のさまざまな負荷の集中

湖沼環境は、図4が示すとおり、末端流域が中規模な流域の単位となり、後者がまた流域全体のひとつの単位を構成するというように、重層的な入れ子構造を形成している。そうしたなかで、流域各地で発生する水環境への負荷は、湖沼に流入する河川流域での汚染等のみならず、湖沼から流出する河川流域での水需要の増大等を含めて、相互に関連しながら湖沼へと集中してくる。

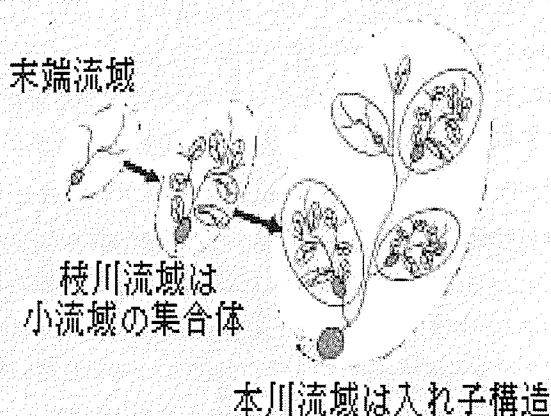
#### ③ 諸要因間の複雑な相互作用

湖沼にあっては相対的に狭い水域にさまざまな要因が存在し、それらが複雑な相互作用を展開する。その結果、湖沼に加わる負荷が湖内でどのような事象をもたらすことになるか予見が容易でない。だからまた、懸念される事象の発現を抑制したり制御したりすることも容易でない。

こうして、湖沼環境の管理に関しては、予防的管理がきわめて重要であり、また湖沼流域管理として統合的に取り組まなければならないことがあらためて確認されることとなる。かつ、ここに言われる「統合性」は、通常ただちに想起されるころの、流域という「空間的統合性」であるばかりではない。長期間を要するプロセス管理のなかでの諸段階の目的・目標の統合性という「時間的統合性」もまた、湖沼流域管理における統合性の必須の契機をなすということも容易に理解されるころであろう。

「空間的統合性」について少し敷衍すれば、②の特性は、湖沼流域においては多様な利害を有したきわめて多数のステークホルダーが存在することを意味する。それも生業や事業の面からばかりではなく、生活用水の需要者として、あるいは景観やレジャーを楽しむ消費者として、さらには

図4 入れ子構造としての湖沼流域環境



洪水被害を避けたい居住者としてといった具合である。したがって、その調整は容易ではなく、理想論をかざして観念的に設計されたプランを上から押しつけることはとてもムリ、ないしひとたび押しつけても結局破綻を招くと解されることとなる。現場の実情に即して、試行を重ねてゆくなかで折り合えるところを見つけ出してゆくしかないというわけである<sup>9)</sup>。

他方で、「時間的統合性」については次の点に注意されなければならない。すなわち、②のようにさまざまな負荷が複雑に相互連関しながら湖沼環境に影響を及ぼし、また③のようにそのもたらす影響が十分に予見しうるものでも、制御できるものでもなく、しかも①のようにその管理は長い時間的視野のなかで行われなければならない。となると、その過程のなかで環境に影響する自然的条件が変化したり、自然的条件についての認識が深まったり、あるいは社会的、経済的条件が変化したり、さらには望ましい環境についての評価が変化したりするといった可能性もまた内包されていることとなる。こうして、ILBMは、Plan・Do・Check・Actionのサイクルをまわしながら既述の6本の柱を強化し、それらの統合性を発展させてゆく、「漸次的で、順応的（adaptive）な」プロセスでなければならないことを、中村氏は強調している。

このように、湖沼流域管理においては、湖沼環境の備える特性から、各湖沼流域現場の実情に即した、具体的な試行の積み重ねの中で統合を構築・強化してゆくことが目指されるべきこととなる。とはいえ、ステークホルダーが多様で多数にのぼるとしても、あるいは解明しきれない要素が少なくない、しかも長期間のなかで関わる自然的、社会的諸条件が変化するプロセスであるとしても、統合の軸が見定められるべきことや、それを制約し、枠付ける基底状況についての考察を統合ビジョンに織り込むべきことが否定されるものではないであろう。むしろ、多様で多数のステークホルダーの間の調整を図らなければならないからこそ、むやみに試行錯誤を重ねるのみに留まっているわけにはゆかない。また、変化に翻弄されて右往左往しないためにも、統合の軸が何であるかをたえず注視し、それを制約する基底状況に十分な考慮を払うことが必要なのではないであろうか。

ちなみに、制約や枠付けをなす経済システムの構造や状況を認識することは、仮にそれが当該流域の環境改善にとって大きな障害になっているとしても、ただちにその打破を目指すことと同義ではない。じっさい、世界経済シ

テムを変容させようとしても、当該流域の地域社会の力では、さらには当該国の力をもってしても如何ともしがたいところがある。地域経済システムですらそう容易に変容させられるものではない。多様なステークホルダーのなかには現在の地域経済システムの維持に自らの利益を見出している人々も存在するのであるから。こうして、そうした制約を着実に認識し、その制約内で何ができるか、あるいはどこまでなら変容させられるかを柔軟に、冷静に、粘り強く検討することが重要ということになってくる。

最後に、政治経済学的アプローチに求められる課題に深く関わることとして、中村氏が提示しているILBMのビジョンの中でとくに注目しておきたい論点に触れておこう。中村氏が提示していたILBMを支える6本柱には「参加」が含まれていた。この「参加」は、それ自体としては多様なステークホルダーの参加を意味し、そこには政府・自治体やそれらに準じる半ば公的な機関等も含まれる。だが、敢えて「参加」を取り上げる意味はやはり「市民」に代表されるインフォーマルなステークホルダーの参加に存しよう<sup>10)</sup>。となると、6本の柱の間の有機的統合性という観点から、市民参加を織り込んだ「制度・組織」や「政策」、「財政」のあり方が求められ<sup>11)</sup>、「情報」も一般の市民がアクセスしやすく、また理解しやすいように工夫されなければならないということになる。のみならず、「技術」に対する見方が変化する。すなわち、「技術」は、従来ともすればそうなりがちであったように近代科学に支えられた技術のみが偏重されるのではなく、当該湖沼流域に暮らす市民が長年その地域風土とつきあうなかで培ってきた、暮らしの知恵といったものをも包摂することとなるのである<sup>12)</sup>。民俗学等とも連携しながら、「近代を問い直す」という問題意識を抱きつつ、環境問題を広く、深く考察しようとしている、環境社会学のなかの興味深い潮流である生活環境主義に通じる視点と言えよう。

こうした姿勢は、さらに、中村氏が「ハードウェア」、「ソフトウェア」に「ハートウェア」をも加えて、3者が相互に支え合いながら漸次的に発展してゆく姿でILBMを描いていることからもうかがえる。かつてのハードウェア偏重に対してソフトウェアの意義を再評価しようとするのは近年の一般的な動向であるが、中村氏は、それを超えてさらに「ハートウェア」を付け加えた。湖沼が提供する生態系サービスには流域の地域共同体が培ってきた文化もまた含まれる点に着目するとともに、そうした文化——しばしば失われようとしている——への想いも湖沼流域管理の重

要な推進力となると解してのことである。この点、まさに生活環境主義の核心を構成する論点のひとつに触れるものにほかならない<sup>13)</sup>。

総じて、「参加」を突き詰めてゆけば、現代の環境問題は人間と自然とを主体と客体として峻別する固有のコスモロジーに立脚する近代科学＝技術に依拠して「豊かさ」を追い求めてきた「近代」という時代を、ひいては私たちのライフスタイルそのものを、問い直すという契機を内包しているという問題に遭遇するというわけである。このことは、政治経済学的アプローチに求められる課題を考えるうえで、さらにそのために政治経済学的アプローチがどこまで学際的に開かれていなければならないのかを考えるうえで、逸することのできない論点と言えよう。

## (2) タドラック湖の事例をめぐって

タドラック湖は、フィリピン最大の湖であるラグナ湖の内湖で、面積 24 万 8 千平方メートル、平均水深 27 メートルという小さな湖である。また、同湖が属するタドラックバランガイ<sup>14)</sup>は、570 戸、人口 2500 人余り（2003 年）という村落で、タドラック湖及びラグナ湖に依拠した生業を生活手段としている人々が圧倒的に多い。サリサリという小さな雑貨店が繁盛し、主な交通手段はトライシクル（乗り合い自動三輪車）であって、そのドライバーを自営で営んでいる人もかなりあるということからも、村の様子が推し量られよう<sup>15)</sup>。

そうしたタドラック湖において、1986 年に開始されたセラピアの養殖がその後急速に拡大して湖を富栄養化させ、ついに 1998 年末から 1999 年 2 月にかけて魚の大量斃死を引き起こすほど深刻に湖内環境を損ねてしまった。それが契機となって、政府機関、地方諸機関、地元 NGO などが協働して、一方でタドラック湖に休息を与えるために養殖事業を全面禁止し、他方でタドラック湖の精力的な清掃を実施したり、魚の放流やエコツーリズム誘致を含む同湖振興計画の作成に取り組むといった活動が進み始めるようになった。そうした努力の結果、タドラック湖はクリーンで静かな環境を取り戻し、2004 年にはタドラックバランガイの漁業・水資源管理評議会（FARMC: Fisheries and Aquatic Resource Management Council）がフィリピン湿地保存賞を授与されるなど、その活動が広く認められるようになったというわけである。

こうしたタドラック湖の事例について「統合」という観点からまず注目されることは、関係行政機関等が多数にの

ぼり、利害関心が錯綜していたことである。中心的役割を担ったのはラグナ湖開発庁（LLDA: Laguna Lake Development Authority）であるが、ラグナ州政府、ロスバニヨス町をはじめとする地元政府（LGU: Local Government Units）、タドラックバランガイの評議会や漁業・水資源管理評議会（FARMC）、タドラック湖資源管理評議会（RMC: Resource Management Council of Tadalac Lake）等との緊密な連携を必須とした。しかも、FARMC には漁業従事者、タドラックバランガイの開発評議会、ロスバニヨス町の農・漁業委員会や地元 NGO の代表が加わっていたし、RMC にもやはり養殖業者自身が参加していた。また、エコツーリズム誘致では上記に加えてロスバニヨス町環境委員会との連携も求められた。さらに、FARMC やバランガイ評議会メンバーのトレーニングや養殖事業の禁止にあたっては政府の漁業・資源局の助力や助言を仰いだし、タドラック湖の清掃においては環境・天然資源省や水・海洋資源及び開発に関する全国評議会の地方職員の協力も得たといった具合である。しかも、大統領が交代すれば LLDA のトップも交代し、それに伴って方針も変わるという政治風土の下でのことであった。ILBM を構成する「制度・組織」という柱の内部あるいは「政策」という柱の内部においてさえ統合性を確保することが決して容易でないことは、具体的な事例に即してみるとたしかによく理解されるところである。

と同時に、上記のように多岐にわたる地域のステークホルダーを加えて FARMC が組織されていたのは、「漁業や水資源の管理は、それによって直接に影響を受ける人々の主体的で広範な参加を通じて達成されるべき」とする 1990 年代半ば以来のフィリピン政府の基本方針に基づいたものであったことも注目されてよい。ILBM の柱のひとつである「参加」は、フィリピンにおいてそれなりの制度的基盤を備えた契機となっていたのである<sup>16)</sup>。

そうしたことは、ただちには相容れがたい利害を有した多様な人々を管理プロセスに包括することとなるわけであるから、統合の難しさをいや増したには違いない<sup>17)</sup>。しかしながら、魚の大量斃死に遭遇し、バランガイ評議会や FARMC が大きく態度を変えた後は、そうした組織が養殖業者に事業の全面禁止の受け入れを強く説得し、それを実現させたのであった。一見、管理プロセスを複雑化させ、時間を費やさせるように見えても、直接に影響を受ける地域コミュニティの代表の主体的参加を確保しておくことは、いざという場合に事態の円滑な解決を強力に推進す

る力となりうることを、タドラック湖の事例は教えてくれている。

第3に、タドラック湖の清掃活動等に多数の人々が協力したことに関連して、フィリピン文化に伝統的な bayanihan 精神、すなわち人手や物資の欠乏で困っている人々には他の人々が一団となって自発的に援助の手を差し伸べて、ことを成し遂げてゆくという精神が発揮されたという点をも付言しておきたい。養殖事業の全面禁止に功を奏した説得と合わせ、環境問題の解決にとって地域コミュニティが帯びうる意義と力が再確認される場所であるが、そうした地域コミュニティの意義や力にはそれが培ってきた文化もまた含まれているというわけである。

こうして、タドラック湖の事例の場合、利害を異にした多様なステークホルダーを統合せしめた直接の契機は魚の大量斃死という決定的な事態であった。予防的管理が重要とされる湖沼流域管理においてこうした事態にまで立ち至ってしまったこと自体、いわゆる草の根からの統合を尊重しようとする ILBM というビジョンの抱える課題が容易ならざるものであることを物語っている。と同時に、そうした事態に至るまで湖の環境を悪化させたことの原因にはいかなる基底的要因が横たわっていたのかが問われなければならない。そうした要因を解明しなければ、なぜ予防的管理が機能しなかったのか、換言すれば予防的管理を成功させるためにどのような配慮が必要なのかについてタドラック湖の事例は何を教えてくれているのかを学ぶことができない。のみならず、そうした要因が解決されていかなければ、今や広く全国的に認められるようになった努力も一時のエピソードに帰しかねないからである。ILBM は、こうした基底的要因の解明までその「統合」の対象に包括しないと、真に機能しないと解されるというわけである。

こうした観点から注目されることは、やはりこの地域の貧しさであろう。先に触れたようにラグナ湖やタドラック湖での小規模な漁業活動等が主たる生業であった人々にとって、養殖事業は重要な収入源として期待された。にもかかわらず、事業開始からほどなく、一連の台風襲来によって養殖事業は大きな被害を蒙る。その結果、資金を地域外の富裕者に頼らざるをえなくなった。と同時に、このような資金的依存は、外部の投資家が直接に養殖事業に乗り出す契機ともなった。しかも、事業が高収益をあげたがゆえに、進出する外部投資家は増えた。こうしたなかで、当初は湖面の12%に限定されて認可されていた養殖事業が1998年4月には制限の2倍近くまで不法に湖面を覆うよ

うになっていった。

のみならず、高収益を求めての養殖事業は、給餌の方法ひとつとっても湖にいつそう負荷を与える方向へと展開していった。こうして、湖の環境は急速に劣悪化していった。それを懸念して LLDA が養殖事業を認可規模に戻すよう指導を行っても、借りに依存したり、高収益目当てに外部から投資された事業である以上、投資が回収されるまでの「合理的な期間」の猶予を経てならという先送りの論理が優先されて規模縮小はなかなか進展しなかった。くわえて、環境の劣悪化で収益が低下してくると、むしろ養殖事業を拡大して一定の収益を確保しようとする事業者も現れた。そうしたことの帰結が、魚の大量斃死を招き、400万ペソ（10万ドル）の投資の損失をもたらすまでの湖の深刻な環境劣悪化だったのである。

養殖業者もこうした事態に直面してはさすがに目を覚まざるをえなかったのであるが、タドラック湖の体力が回復するまでの一定期間の養殖事業の全面禁止という提案が受け入れられた背景には、ラグナ湖に余裕があつて、一部の養殖事業をそちらに移せたという事情も作用していた。しかしながら、そもそもタドラック湖での養殖事業が認可範囲を大幅に超えて広がっていったのは、もともと人員不足の LLDA が1980年代当時に厳しさを増していたラグナ湖自体の環境をめぐる論争への対処に追われていたからでもあった。となると、ラグナ湖にそれほどの余裕が残されているはずもなく、ラグナ湖への養殖事業の移転によって生計を確保する人々の数は限られてくる。換言すれば、ラグナ湖に依存しないで生計を支えられる産業を開発し得ない限り、問題の構造的背景は解決されないということになる。 balan g ay 評議会や地元 NGO が自然公園の建設を構想したのも、ロスバニョス町がエコツーリズムの誘致を企図するのも、まさにそうした構造的背景の解決を求めてのことというわけである。

こうして、近代的産業がほとんど発達していなくて生計手段が限られており、また富の蓄積もきわめて薄くて外部資金に翻弄されやすかったというタドラック湖周辺の地域経済の状況、さらにはマニラにほど近いこの地域さえそうした状況にあるというような都市と農村との巨大な懸隔を随伴するフィリピンの経済構造こそが、ひいてはフィリピン経済をそうしたかたちで組み込んでいる現代の世界経済のあり方が、タドラック湖の事例を基底において制約してきた構造的要因であったことがわかる<sup>18)</sup>。したがって、こうした経済構造を変革してゆかないと、タドラック湖流

域の環境保全も進展してゆかないこととなる。といっても、地域経済を飛び越えてフィリピン経済の、ひいてはフィリピン社会の構造変化を求めるような政治運動に取り組むことのみがすべてではない。地域経済構造変革の身近なプロジェクト——エコツーリズムの誘致や魅力的な自然公園の建設もその選択肢をなし得るかもしれない——を通じて、地域から都市と農村との巨大な懸隔を埋める努力を積み重ねてゆくこともまた大切な取り組みと解される。そのためには、政府機関等が資金援助を実施したり、適切な助言、助力を惜しまないことも不可欠であるが、地域コミュニティが、その培った文化を含めて、保有している知恵と力を巧みに活かすこともきわめて重要と解されるというわけである。

### 3 政治経済学に求められるもの

タドラック湖の事例においても、上述のように、その十全な解明と対策の検討には、地域を取り巻く経済構造に目をやるのが必須であった。こうした問題意識は政治経済学がその存立根拠とするところであり、また日本において環境経済学を先駆的に開拓してきたのも都留氏や宮本氏のように政治経済学的に環境問題に取り組もうとしてきた人々であった。のみならず、都留氏らは、平板に経済構造のみから迫るのではなく、素材と体制という複眼的視点で環境問題に迫るという懐の深い方法論を備えていた。

すなわち、都留氏は、社会主義国にも深刻な公害が広がっているという認識を踏まえ、現代は生産力が巨大化し、個々の経済的営為が広く社会に影響を及ぼす可能性を持つという特性を帯びようになっていることに着目した。資本主義が社会主義かといった体制を超えて、現代経済が帯びる素材の特性をそれとしてまず把握しておくべきというわけである。そのうえで、そうした特性がどのようなかたちで環境問題として発現してくるかは、体制のあり方に依存すると捉えた。かつ、素材と体制とをただ二元的に分離したのではない。生産力の発達をそれを容れる器としての生産諸関係と相互作用を及ぼすというように、素材と体制との間に弁証法的関係が成立していることにも注意を促していたのであった<sup>18)</sup>。

宮本氏は、こうした都留説に学びながら、体制面からの分析を「資本の利潤極大原理」という「基底に還元」することに留めては政治経済学として不十分という反省に立脚して、「素材と体制の中間にあるもの」としての「中間システム」についての考察を付け加え、都留説を深化さ

せた<sup>19)</sup>。資本形成（蓄積）の構造、産業構造、地域構造、交通体系、生活様式、及び廃棄と物質循環という社会経済システムの諸要因に加えて、公共的介入のあり方（基本的人権の態様、民主主義と自由のあり方）、市民社会のあり方、及び国際化のあり方という政治社会システムの諸要因をも組み入れて、「素材」の認識を具体化、豊富化するとともに、「素材」と「体制」とが有する有機的関連の解明の具体化をも推し進めたのである<sup>20)</sup>。

日本の高度経済成長期を例とした資本形成（蓄積）の構造や産業構造についての考察は鋭く<sup>21)</sup>、またアメニティ論に結実する社会資本論やアスベストのようなストック公害が抱える固有の特性への着眼などのように環境問題の基礎理論的部分においても注目すべきものがある。さらに、環境問題が弱者へのしわ寄せ、格差問題を随伴していることに対する関心も、文献資料のみに依拠するのではなく必ず現場を訪ねるべき<sup>22)</sup>という環境政策学者としての信条に基づいて積み上げられた経験によって裏打ちされた深みがあり、またそれが国際的に弱者へのしわ寄せ、格差問題を追求する眼にもしのばれるなど<sup>23)</sup>、宮本説には教えられるところ多い。

しかしながら、宮本説には次の点で疑問が残る。すなわち、宮本氏は中間システム論を核とした自らの環境経済学を展開するにあたって、それは経済学に「コペルニクスの転換」を求めるものであって、「マルクス経済学をふくめて、これまでの経済学のカテゴリーにこだわらない」と述べる。だが、まず「素材の性格」を示し、次に「中間システムからの分析」を行い、ついで「体制との関連を見て」、最後に「各国の特殊性とくに日本の問題」を明らかにするというように考察を進めてゆくとき<sup>24)</sup>、「体制との関連」を見るための「体制自身」についての認識がこれまでのマルクス経済学からどのように転換しているのかが判然としない。もう少し言えば、宮本氏は、社会主義国にも悪質な公害問題が広がっていることに衝撃を受けて独自の環境経済学を展開するにあたって、これまでのマルクス経済学の「体制自身についての認識」すなわち原理論の再検討をいわばスキップし、中間システム論へとただちに領域を移行させた。その結果、体制自身の認識において宮本説は旧来のマルクス経済学を超えておらず、「体制との関連」という視点の限りでは、氏もまた「利潤極大化原理」の派生としての「不変資本充用上の節約」という「基底への還元」に留まり、そのことが氏の考察をいささか平板化させているのではないかと解されるのである。